

令和7年第12回瑞穂市農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和7年11月21日
2. 開催日時 令和7年11月27日 午後3時00分
3. 開催場所 瑞穂市役所巢南庁舎3階 3-2会議室
4. 出席委員数 11人
5. 出席委員
- | | |
|-----|---------|
| 1番 | 松野藤四郎委員 |
| 3番 | 廣瀬秀男委員 |
| 4番 | 青木千恵子委員 |
| 6番 | 林鉄雄委員 |
| 7番 | 豊田美津雄委員 |
| 8番 | 高田住代委員 |
| 9番 | 高田里美委員 |
| 10番 | 今尾京子委員 |
| 11番 | 武藤誠委員 |
| 13番 | 北村一也委員 |
| 14番 | 酒井健詞委員 |
6. 欠席委員
- | | |
|-----|--------|
| 2番 | 古川正敏委員 |
| 5番 | 浅野隆士委員 |
| 12番 | 馬渕正直委員 |

7. 本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局長	鹿野将弘
事務局次長	玉置公司
書記	住義之
書記	井川千晶

8. 農業委員会等に関する法律第35条の規定により出席した者の職氏名 (なし)

9. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 専決処分等の報告について

報告第16号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

日程第3 農地法関連議案について

議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について

日程第4 農地中間管理事業（農地バンク）法関連議案について

議案第43号 農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見について

10. 審議の経過

(午後1時30分)

○議長 本日、総会を招集しましたところ、定刻までにご出席をいただき誠にありがとうございます。只今の出席委員は11人です。定足数に達しておりますので、瑞穂市農業委員会第12回総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。お手元に配布しております資料を基に進めて参ります。

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、3番廣瀬秀男委員、4番青木千恵子委員の2名を指名いたします。

○議長 日程第2、専決処分等の報告について、令和7年10月11日から令和7年1月10日までの間に、瑞穂市農業委員会に届出のあった、農業委員会事務局規程第6条の規定による、専決処分事項につきましては、法令及び当委員会の申し合わせ事項について事務局で、確認及び審査し受理済みであります。報告第16号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について」、事務局に報告を求めます。

(事務局報告)

○議長 只今、事務局から報告がありました、報告第16号について、質疑等ありませんか。

○議長 質疑なしと認めます。日程第2の専決処分の報告を終わります。

○議長 日程第3、農地法関連議案について議題とします。議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請書の審議について」、議案第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

○議長 只今、事務局から説明がありましたが、地区担当委員の方から、ご意見がありましたらお願い致します。

○議長 議案第41号番号1については、吉川正敏委員の担当地区になりますが本日欠

席です。本人からは問題ないとの意見を伺っております。

○議長 議案第42号番号1について、武藤誠委員ご意見ありますか。

○武藤委員 特に意見等ございません。

○議長 只今、地区担当委員及び事務局より説明がありましたが、中央のテーブルに準備しました各種申請書を精読して頂くため、暫時休憩とします。再開は15時20分とします。

○議長 只今より再開いたします。

○議長 議案第41号番号1について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)

○議長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第41号番号1について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議長 議案第42号番号1について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)

○議長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第42号番号1について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議長 日程第4、農地中間管理事業法関連議案についてを議題とします。議案第43号「農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見について」事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

- 議長 議案第43号について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)
- 議長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第43号について原案のとおり意見なしでよろしい方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議長 全会一致と認め、意見なしといたします。
- 議長 日程第5、農業振興地域の整備に関する法律関連議案についてを議題とします。
議案第44号「農業振興地域整備計画の変更に関する農振除外に係る瑞穂市の適合基準の廃止について」事務局に説明を求めます。
- 事務局 瑞穂市は農振除外に関し、国・県の基準に加え市の独自基準を制定し用途を規制してきましたが、農業振興地域の過疎化が進行するなか、本年度7月の農振除外申出が無かったことから、近隣市町の状況を急遽確認したところ、ほとんどの市町が市の独自基準を設けていないことが判明したため、当市としても独自基準の廃止を検討しています。
ただし、市の基準を廃止し、除外可能な用途を拡大したからといって、本年度の農振法の改正により、国が県に除外可能な面積の限度を設定し、それを超えた場合、一定の農用地面積を市町が確保しないといけない話が持ち上がっており、緩和されるというわけではありません。
- 議長 白地を農振農用地に一定面積を戻さないといけないとの説明でしたが、その際、地権者の承諾はどうなりますか。
- 事務局 先月末に開催した農業振興地域整備促進協議会で説明したときも委員から同じ懸念の発言がありましたが、農業振興地域の農地所有者にとって、自分の農地が農振農用地なのか農振白地なのか意識されている方が多いというご意見と、そんなにいないという2種類のご意見を伺いました。白地を農振農用地に市が一方的に戻すことについては、所有者にとって宅地に転用する場合、農振除外申出

から必要になり大変な負担や時間を要することを強いることから、承諾を得ることが難しい上に、下手をすれば訴訟に発展する可能性があると思われます。そのことを県に質問しているもののまだ具体的な回答は示されておりません。どうしてもその必要が生じた場合、過去の申出で農振農用地から白地に除外したもの、その後農地転用許可申請をされることなく現状農地のままという場所については、除外を認める際に農用地に戻す可能性を通知していることから、優先的に検討対象になる可能性があると思っています。

○議長 他に質問がある方はいらっしゃいますか。

○豊田委員 朝日大学から主要地方道北方多度線の沿線について、都市計画があれば、それに沿って県に申請すれば農振除外の適用を受けられる可能性がある説明を受けましたが、都市計画法と農振除外との関係はどうなりますか。

○事務局 豊田委員からご質問があった場所について、農業振興地域の地図でご確認いただきたいですが、農業振興地域は五六川や十九条より西の旧巣南地域にあり、質問があった祖父江地域は農業振興地域ではなく、市街化調整区域となります。市街化調整区域は市街化を抑制する地域ですが、農振農用地に比べ農地法上の縛りが少ない位置づけです。

○北村委員 市の基準を過去、令和3年度に変更された理由は農振農用地で一般個人住宅を目的とした除外申請を認めないと、人口が減少していくばかりという考え方を基にしていると思いますが、他の市町村が市の独自規準を定めていた瑞穂市も廃止するということでは駄目だと思います。瑞穂市がこのような独自規準を過去に設定し、隨時改正してきたその時々の理由があるはずです。審議するにあたり、過去に制定した際の議事録や、当時の市の担当者に流れを確認した上で廃止を検討すべきでしょう。

市の独自規準を廃止すると、農振除外がいっそう困難になるため、過去に人口増を意識した改正が無意味になると思います。

確認させていただきたいのは、市の独自規準を廃止すると農業振興地域で一般個人住宅、工場、事務所などは今後、農振除外申請できないことになりますよね。せっかく基準を設けて農振除外を緩和してきたのに、今後部会で議論する上でもっと情報を提供いただかないと判断が困難です。

県の農振除外の許容面積が今年度から設定されているということですが、その面積に収まるのであれば、どのような農振除外申請も認められるのか、面積超過の場合はどうのようなペナルティがあるのかということもよくわかりません。もう少し具体的な例示等、農地部会で議論するためのデータ等示していただきたいです。

○事務局 申し訳ありません。説明が唐突過ぎたかもしれませんね。具体例でお話させていただくとすると、商店や病院は国や県の基準では、場所にもよりますが農振農用地を除外して建築できる可能性はあります。しかし、今は市の基準があるために、隣接する既存敷地がないと建築できないことになります。

思い出していただきたいのは、昨年度、重里の病院駐車場の農振除外申請がありましたが、既存面積の2分の1以内という市の基準を満たしたことで除外できています。市の基準がなければ、病院は隣接の場所でなく少々離れた場所に既存面積の2分の1に拘らず、それ以上の大きな駐車場を造成できたかもしれないということになります。

念押しさせていただきたいのは、国・県の基準よりも緩やかな基準を市が制定することは現状許されないということです。国・県の基準が上位だからです。市は独自規準をもって、既存敷地拡張以外でも、農家住宅、一般個人住宅、そして一部地域のみ工場、事務所等を認めています。これは、国・県の基準では可能かもしれない例えば医療機関、商店、介護施設等、農業振興地域の発展に資するような目的物も、市の基準という壁によって最初から申出できない状況になっているということです。

市が独自規準を制定した理由は、乱開発の防止だったと伺っていますが、これにより除外、転用を国・県等の規制より厳格に窓口を狭めているものだということをご理解いただきたいです。この独自規準によって確かに乱開発は防止できたのかもしれません、特に西・中小工区の人口減少が著しい問題で令和3年度に基準は緩和され、さらに今回、ついに令和7年7月の農振除外申出0件という事態が生じたことで、基準を見直す必要を感じているものです。

ただし、市の厳しいと思われる独自規準を廃止しても、今年度法改正により県に許容する除外面積を設定し、それを維持することを要求しているため、直ちに緩和されたと受け止めることもできない状況であるということを申し添えさせていただきます。

○北村委員 最後に確認ですが、市が厳しい基準になっており、県や国が認めていても市が認めない状態で、例えば医療施設や福祉施設は、現在の市の基準では既存施設の拡張しか認めないということで良かったですか。それが今回の案で緩くなるということですね。

○事務局 そうですね。いろいろな用途での申請が可能になるという面ではその通りです。

○北村委員 もう一つですが、基準が緩くなるということですが、一般個人住宅は建てられなくなりますよね。農家の分家住宅は建てられますが、それ以外の住宅は建てられなくなりますよね。

○事務局 いいえ。県の基準の特認事項がありますので、農家住宅になっていなくても、一般個人住宅が認められています。

○北村委員 要は一般個人住宅も建てられるということでおかっただですね。

○事務局 はい。但し、ここしか建築できないという国基準を満たす必要であったり、農地法上の許可要件に合致しないといけません。

○議長 事務局の説明を整理すると、通常、市の基準は、県の基準の上乗せが基本であり、県が認めていないものを市で認めるることは不可能です。国、県の基準があれば上乗せをする必要性はないということで、今回市の基準を廃止するということですね。

○北村委員 それでは、なんで市の基準で一般個人住宅を規定したのですか。

○事務局 制定当時、県で認めていても、市の基準が農家住宅のみと規定しており、規定前は市として一般個人住宅を認めていなかったからです。

○酒井委員 県の基準と市の基準があるのですが、県の基準が厳しくて、市の基準が甘かつたら、市で通っても県ではねられることはあるんですか。

○事務局 あります。会長が言いましたが、市は国や県より厳しい基準を設定することは

できますが、甘くすることは許されません。

○酒井委員 仮に甘い基準を市で作っても、市で通っても県で通らないことがあるのであれば、最低でも県の基準と合わせていかないといけないんですね。

○事務局 はい。他市町は県と国の基準だけで判断しています。市の独自の判断は加えていません。

○酒井委員 県の基準に合わせる方向で賛成です。もうひとつ、工場誘致の話ですが、市の基準では現在2か所のみが認められています。今、瑞穂市が豊かになろうとすればどこで財源を確保するかというと、工場を誘致してその工場からの収入に頼らないと難しいと思います。したがって、周辺の市町はその部分に努力をしています。残念ながら瑞穂市では誘致に消極的です。巡回していく居倉・七崎地区を見ていると、本巣市や大野インターのあたりは工場がたくさんできているのが見えます。あれは、インターができる交通の便が良くなつたからだと思うんです。川一本挟んで瑞穂市の七崎地区もインターに近い位置ですので、個人的にはそこに工場を誘致できればいいと思っていますが、現在の基準では工場を建てることができない場所になりますので、いつか指摘したいと思っていました。

二つ目ですが、宮田地区ですが、110軒ほどの住宅がありますが、農地を持っているのは25軒のみです。残りの約70軒は農業振興地域にあって農家ではありません。そしてその約70軒の方々は土地を余分に保有されていません。宮田地区も人口が増えず、高齢化が進んでおります。何とかして土地のない方も宮田地区で土地を買って住宅を建ててほしいと思っているんですが、畠については借りてくれない場所があり農地を手放したいと思っている方が多くいます。将来どうしようか困っています。今後耕作放棄地が増えることが見込まれるため、なんとかその場所に家を建てられるようにならないかと思っています。そのため県の同意基準に緩和できるのであれば、あえて市の基準は不要と思います。

○高田委員 令和3年度の基準の見直しに関して、私が前会長を務めていた時に、農地部会で2年以上議論しました。西校区と中校区は子どもが少なく子ども会すらない中で高齢化している。更に空き家も増えてきたうえに新たに家も建てられない。どうしたら子どもを増やすことができるのかを空き家問題など情報収集しながら協議して農業委員会としての意見をまとめました。年数が経つて事情も変わった

今、農地部会等で再度ご審議いただければと思います。

○議長 議案第44号については、農地部会に付託したいと思いますが、農地部会に付託することに質疑、意見があれば挙手をお願いします。

(質疑、意見無し)

○議長 意見が出尽くしたと思います。

議案第44号について農地部会に付託することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長 全会一致と認め、農地部会に付託することに決定されました。

○議長 以上で本日の総会の議事はすべて議了致しました。

○議長 これにて、瑞穂市農業委員会第12回総会を閉会いたします。